

三豊市農業委員会 5 月定例総会議事録

令和 7 年 5 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 5 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 5 名(農業委員 2 4 名、農地利用最適化推進委員 7 名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	－	3 番	石原 剛	○
4 番	片山 睦士	○	5 番	片岡 恒男	○	6 番	森 啓二	○
7 番	石井 秀一	○	8 番	圖子 清一	－	9 番	湯口 貞明	○
1 0 番	糸川 桂市	○	1 1 番	藤田 幸治	－	1 2 番	安藤 健一	○
1 3 番	前谷 晃年	－	1 4 番	福岡 伸也	－	1 5 番	筒井 義朝	○
1 6 番	長堀 和行	○	1 7 番	金丸 喜正	○	1 8 番	松永 克喜	○
1 9 番	木下 一雄	○	2 0 番	浪越 久司	○	2 1 番	細川 高文	○
2 2 番	細川 未恵	○	2 3 番	平尾 美紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

1 3 番	伊藤 敏雄	○	1 7 番	湯口 秀幸	－	2 2 番	大橋 正幸	○
3 6 番	石川 雅廣	○	3 9 番	石井 義二	○	5 4 番	眞鍋 雅行	○
6 0 番	大河内 理仁	○						

2. 署名委員

5 番 片岡 恒男
1 6 番 長堀 和行

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局 長 十鳥 武志
事務局次長 藤原 卓司
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

主 事 土井 太陽

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7 号 非農地証明願いの件について
議案第 8 号 非農地通知の件について
議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第 1 0 号 三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について
その他の件について

7. 開会	【午後1時30分】
事務局長	ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会5月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。
会 長	皆さん、こんにちは。田植えが始まり麦を作っている農家の方々は、雨の予報で出席が難しかった人が多かったようです。そのような中で出席していただきまして大変ありがとうございます。皆さんは4月に就任していただきまして、今月で2回目の定例総会となります。少しは慣れたかと思われませんが、まだまだ戸惑うところもあると思います。疑問点がありましたら、その都度質問していただけたらと思います。また、4月に就任していただいた委員から急遽辞任の申し出があったり、5月から新しく就任予定の委員がいたりと出入りが多少ございますが、近々落ち着きができて色々な場面で前向きに農業委員会の運営ができるのではないかと考えております。本日の議題につきましては多くはありません。皆さん方の様々なご意見をいただきまして議事進行がスムーズにできたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。本日は推進委員の方々もご出席いただきまして大変ありがとうございます。最後までよろしくお願い致します。
事務局長	ありがとうございました。会議の開催にあたり、本日は2番 岡根 譲 委員、11番 藤田 幸治 委員、13番 前谷 晃年 委員、14番 福岡 伸也 委員からあらかじめ欠席の連絡をいただいております。ただ今の出席委員は19名で定足数に達しており、会議は成立いたしますのでご報告申し上げます。なお、恐縮ですが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては、会議中電源を切る、またはマナーモードに設定するようお願いいたします。また、本日もご出席いただいております推進委員につきましては、提出された議案に対して意見を述べることは差支えありませんが、採決には参加できませんので、あらかじめご承知の上議事進行にご協力をお願いいたします。それでは総会会議規則第6条の規定により、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。
議 長	ただ今から、三豊市農業委員会5月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは5番 片岡 恒男 委員と16番 長堀 和行 委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のほか、1件の追加議案がございます。それではこれより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。 〔 議案第1号 番号1号から番号12号を朗読 〕 以上12件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議 長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようでございますので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の12件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。6ページをお開きください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。 〔 議案第2号 番号1号から番号6号を朗読 〕 以上6件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。
議 長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようでございますので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の6件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。9ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。 〔 議案第3号 番号1号から番号19号を朗読 〕 以上19件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
5 番	番号1号について説明いたします。譲受人は野菜農家ででありニンニクを栽培しており特に問題ないかと思います。
7 番	番号2号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は高齢で農地の草刈りを業者に頼んでいたところ、譲受人から譲

		ってほしいということで、有償での所有権移転の申請となりました。譲受人自ら水稻作付けすると聞いておりますので、何の問題もないと思われます。			陽光パネルの下に芝生が栽培されており、周囲の草刈りも適正に行われており周囲の農地にも影響なく問題ないと思われます。
事 務 局		担当委員が欠席のため事務局から説明させていただきます。 番号3号について説明いたします。譲渡人と譲受人は知人です。譲渡人は所有農地の処分を検討しており、先月別の農地を5条申請で譲受人に譲っています。今回その残りの農地を3条で譲受人に譲るものです。栗を栽培する予定となっております。 番号4号について説明いたします。譲渡人と譲受人は知人です。相続を受けましたが農業経営をするつもりがないため、譲受人に耕作をお願いするものです。こちらも栗を栽培する予定となっております。	3	番	番号14号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。申請地は草刈りの命令が出ていた状況で、草刈り等管理を譲受人が受け入れて今回の申請に至りました。自身の農地として草刈りを適正に管理していくということですので、特に水利関係ともに問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
事 務 局		担当委員が欠席のため事務局から説明させていただきます。 番号5号について説明いたします。こちらは祖母から孫への生前一括贈与です。野菜を作る予定となっております。 番号6号について説明いたします。譲渡人は県外在住で、管理ができないため、知人である譲受人に譲るものです。譲受人は家族と共に農業に従事しております。譲受人の仕事の事務所周辺に申請地があり耕作に問題ございません。水稻、野菜を作る予定です。 番号7号について説明いたします。譲渡人は県外在住で管理できないため譲受人の父親が借りている状態です。今回その貸借を解約して譲受人が耕作するものとなっております。水稻を栽培する予定となっております。 番号8号について説明いたします。譲渡人は市外在住で、譲受人とは知人です。申請地は譲受人の所有農地に隣接しており、今回の申請となりました。水稻を栽培する予定です。	18	番	番号15号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人ですが、譲受人から家庭菜園として使いたいということで話があり、まとまった案件です。 番号16号について説明いたします。県外在住の譲渡人の申請地を新規就農予定の譲受人が譲り受けたいということで話がまとまったと聞いております。
事 務 局		担当委員が欠席のため事務局から説明させていただきます。 番号9号について説明いたします。譲渡人は所有農地の管理のみをしております。経営規模拡大を目指す知人である譲受人にお願いして譲るものです。	1	番	番号18号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は農業の経験が乏しく、現在の耕作面積が広く負担になってきたため、無償で譲受人に譲渡することになりました。譲受人は自身が経営している農地について管理できているため問題がないと思われます。
15	番	番号10号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人が高齢で耕作ができなくなってしまったため、申請地近くの土地を所有している譲受人に相談したところ、譲受人も了承し今回の申請に至りました。譲受人は会社員ですが、農作業の方にも従事しております。現在、作付けはされていませんが野菜を作付する予定だそうです。 番号11号について説明いたします。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人の自宅の敷地を通らないと耕作ができない状況だったため、譲受人に話を持ちかけて了解していただきました。現在は家庭菜園として野菜を栽培しております。	21	番	番号19号について説明いたします。申請地は、譲受人の父が借りていましたが、その方が死亡されたため、譲受人に譲渡するものです。現地を確認したところ申請地では水稻が栽培されており、周辺の草の管理もできておりましたので特に心配はないかと思います。
			議	長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
			一	同	〔なしの声あり〕
16	番	番号12号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は、個人と法人です。申請地には、営農型の太陽光発電パネルが設置されているのですが、譲渡人が昨年体調を崩し、今後の維持管理に不安を感じたため、法人として賃貸契約をして農作物の栽培実績報告書も譲受人が責任を持って作成し報告するとのことでした。現地確認では、太	議	長	ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号19号についてご異議ございませんか。
			一	同	〔異議なしの声あり〕

議 長	ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号19号につきましては許可することと決定いたします。次に進まさせていただきます。15ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。
	〔 議案第4号 番号1号から番号4号を朗読 〕
	農地区画につきましては全て第2種農地です。以上4件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。17ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。
	〔 議案第5号 番号1号から番号6号を朗読 〕
	番号1号と番号3号と番号6号は第1種農地であり、その他は第2種農地になります。以上6件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6 番	番号1号について説明いたします。花崗土の採取を行い、引き続き搬出をして整地していくという話で聞いております。現在も管理が徹底されているため問題はないと思います。
事 務 局	担当委員が欠席のため事務局から説明させていただきます。 番号3号について説明いたします。譲渡人は市街在住であり、管理に苦勞して譲渡先を探していたところ事業の拡大をして資材置き場が不足していた譲受人と話がまとまり、今回の申請に至りました。現地を確認すると草刈りはされていましたが、耕作はされていません。水利組合、土地改良区、隣接する農地の所有者からの同意も得ており、周辺農地への影響はないものと思われま
1 6 番	番号4号について説明いたします。申請地で営農型の太陽光発電を行うにあたり設置する太陽光発電の基礎部分と引込柱の面積を一時転用するために、継続して再申請をするものです。現地では、太陽光パネルの下に植林が栽培されており、今後引き続き栽培しても周囲の農地にも影響なく問題ないと思われま
2 0 番	番号6号について説明いたします。現状、自宅から車で向かうことが困難な状態であり作業場を建てたいということで、大きな車が入ることができる今回の申請地を選んだようです。
議 長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。19ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を説明いたします。
	〔 議案第5号 番号1号から番号3号を朗読 〕
	番号1号と番号2号は第1種農地であり、その他は第2種農地になります。以上3件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から

		判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号から番号3号をお諮りします。皆さんご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号から番号3号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。21ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第7号「非農地証明願いの件について」を説明いたします。
		〔 議案第7号 番号1号を朗読 〕
		非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1は「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当すると判断されます。宜しくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。
議 長		事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」の番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第7号「非農地証明願いの件について」の番号1号につきましては適当と認め、非農地証明書を交付することに決定いたします。次に進まさせていただきます。22ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第8号「非農地通知の件について」を説明いたします。

		〔 議案第8号 番号1号から番号8号を朗読 〕
		よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
6 番		番号1号について説明いたします。事務局の職員と申請地を確認したところ現状雑木林で立ち入れないような状況であるため非農地とされます。審議の程よろしく願いいたします。
事 務 局		担当委員が欠席のため事務局から説明させていただきます。番号2号について説明いたします。申請地を確認したところ入り口は進入可能ですが途中からは通れない程の山林になっております。ですので、非農地通知が妥当とされますので、ご審議の程よろしく願いいたします。
		番号3号について説明いたします。申請地を確認したところ入り口にはフェンスがあり立ち入りできない状態で見ただ目でも山林ですので非農地通知が妥当と思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
1 8 番		番号4号について説明いたします。事務局の職員に確認していただき、申請地までたどり着けない状況だったため非農地通知が妥当と思います。ご審議の程お願いいたします。
1 9 番		番号5号について説明いたします。現状を確認するため車で申請地に向かうも途中で行き止まりとなり見た目も山林となっているため非農地だと思えます。
2 0 番		番号6号について説明いたします。現状を確認しますと申請地まで入っていく道から山林になっており非農地だと思えます。
		番号7号について説明いたします。申請人の希望により番号7号については申請の取り下げをお願いいたします。
		番号8号について説明いたします。現地には畑かんがあり猪除けのための防護網も張っているようですがそれ以上に荒れており非農地が適当と思います。よろしく願いいたします。
議 長		担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようでございますので、議案第8号「非農地通知の件について」番号7号は取り下げし、番号1号から番号6号、番号8号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第8号「非農地通知の件について」の番号

1号から番号6号、番号8号につきましては適当と認め、非農地通知等に関係者に送付することと決定いたします。次に進まさせていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 9 号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。令和 7 年度 4 月から始まる農地の貸借は香川県農地機構を介した貸借に一本化されております。本件につきましては、令和 7 年 7 月から始まる農地の貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、公共財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見回答をすることとなっています。耕作者の転貸件数は 274 筆です。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和 7 月から貸借開始となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

同

〔なしの声あり〕

議長

ないようでございますので、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

同

〔 異議なしの声あり 〕

議長

ないようですので、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」の274件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。次に進まさせていただきます。追加議案をご覧ください。議案第10号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第10号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を説明いたします。

〔 議案第 10 号を朗読 〕

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

同

〔なしの声あり〕

議長

ないようでございますので、議案第10号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

→ 同

〔異議なしの声あり〕

議長

ないようですので、議案第10号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」の案件については原案のとおり承認することといたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）

2. その他

（1）6月定例総会について

日 時 令和7年6月20日（金）午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

（2）定例農事相談について 【時間 13：30～16：00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
6月9日（月）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町：森 啓二	高瀬町：石井 秀一
		山本町：藤田 幸治	財田町：堀江 博

（3）今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
6月5日（木） 19時00分～	三豊市農業委員会地区推進 委員会	危機管理センター2階 201・202会議室

（4）配布物

- ・普及センターだより
- ・農政情報（5月号）

閉 会 【 午後 3時10分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____